

地方議会議員年金制度検討会報告

平成18年2月

「地方議会議員年金制度検討会」報告

1. はじめに

地方議会議員年金制度は、地方議会議員による任意加入の互助年金制度として、昭和36年に議員立法により創設され、昭和37年に地方公務員共済組合法が制定された際に、地方議会議員互助年金制度関係の規定が同法に移行されてから、数次の改正を経て今日に至っている。

平成14年には、地方議会議員の年金財政の状況にかんがみ、現役会員の負担を引き上げ、給付を引き下げる等の見直しを行い、概ね20年後においても給付が可能となるよう制度改正（以下「平成14年改正」という。）が行われた。

当時、既に市町村合併は強力に推進されており、市町村合併の進展に伴い地方議会議員年金の財政状況が悪化することは予想されていた。

しかしながら、平成14年改正の際には、市町村合併の進捗の確たる見込みを立てることが困難である一方で、会員数の見込みは年金財政の試算に最も大きな影響を与えることから、市町村合併の影響については、次期財政再計算（平成18年）において対応することとされたところである。

その後、市町村合併の取組みは全国的に続けられ、その結果、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、市町村合併の急速な進展に伴う会員数の減少と退職年金受給者の増加により、年金財政は非常に厳しい状況にある。

また、都道府県議会議員共済会においても、年金受給者の高齢化に伴う受給期間の延び等により、年金財政は非常に厳しい財政状況にある。

本検討会においては、このような状況を踏まえ、平成17年7月以来、地方議会議員年金制度を将来にわたって安定した制度とするために講ずべき施策について議論を重ね、以下のとおり対応策を取りまとめることとした。

2. 地方議会議員年金の財政状況

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧市町村合併特例法」という。）に基づく市町村合併の進展の状況を踏まえれば、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、極めて短期間に両共済会を

併せた会員数が約3割減少する一方で、退職年金受給者は増加する見込みであり、平成20年度には積立金の枯渇が見込まれている。

また、市町村合併の影響を直接には受けない都道府県議会議員共済会においても、年金受給者の高齢化の進展等により、平成31年度には積立金の枯渇が見込まれている。

このように、いずれの共済会においても、地方議会議員年金の収支状況は非常に厳しいものとなっている。

3. 対応策の検討に当たっての前提

(1) 検討対象期間

対応策を検討するに当たり、50年、60年といった極めて長期にわたる試算を行うことも考えられるが、

- ① 公的年金制度と異なり、地方議会議員年金制度は、年金受給資格を得るために必要とされる在職年数が短いこと、
- ② 社会経済情勢の変化が大きい中で極めて長期にわたる試算を前提に制度を検討することは、逆に当面の制度の安定性を損なう可能性があること、
- ③ 市町村合併の進展の影響により年金財政に生じた収支の不均衡が改善されるための期間を見込む必要があること

等から、本検討会では、概ね今後20年間を対象として制度が安定的に運営できるように対応策を検討することとした。

(2) 市町村合併の進展による影響について

①平成14年改正における市町村合併の進展による影響の取扱い

平成14年改正においては、条例定数の削減等による会員数の減少や、高齢化に伴う受給期間の延び等に対応するため、現役会員の負担を引き上げ、給付を2割引き下げる等の制度改正を行った。

しかしながら、市町村合併の進展による影響については、当時はその後の市町村合併の進展を確たる数値として見込むことが困難であったことから、地方議会議員年金制度検討会報告（平成14年2月）においては、「さらに合併が進展した場合には、別途の措置を検討する必要がある」とされ、次期財政再計算（平成18年）において対応することとされたところである。

②本検討会における市町村合併の進展による影響の取扱い

市町村合併の進展による影響については、旧市町村合併特例法の申請期限が平成17年3月31日までとされており、その進展の状況を見通すことが可能となったことから、本検討会においては、前回の制度改正で対応することのできなかつた市町村合併の進展による影響に対する対応策を中心に、必要な措置について検討することとした。

4. 年金財政安定化のために取りうる対応策について

上述のような前提を踏まえ、本検討会では、次のとおり対応策を取りまとめた。これらの対応策を講じることにより、市町村合併の影響により厳しい財政状況になりながらも、概ね20年後においても安定した給付が可能となる見通しであるが、今後とも安定的な給付を行うためには財政再計算ごとに財政状況を踏まえて必要な措置を講じる必要がある。

(1) 収入面及び給付面から取りうる対応策について

① 収入面の見直し

地方議会議員年金の財政状況を踏まえると、年金財政安定化のためには、いずれの共済会においても、一定の収入面の見直しが必要である。

しかしながら、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済会とでは財政状況等に相違があるため、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の場合と都道府県議会議員共済会の場合を分けて収入面の見直しを行う必要がある。

(ア) 市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の場合

掛金率、特別掛金率及び負担金率については、後述のように市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位を一元化することを前提とすれば、「同一負担、同一給付」とするため、それぞれについて両共済会で同率とする必要がある。

掛金率については、これまでの制度改正により、すでに相当程度高い水準に引き上げられているものの、年金財政の状況を踏まえれば、更に一定の引上げを行うことはやむを得ないものと考えられる。

特別掛金率についても、平成14年改正において、すでに大幅な引上げを行っているものの、年金財政の状況を踏まえ、更なる引上げを行うこと

が必要である。

以上の観点から、収入面の見直しについては、掛金率を16.0%、特別掛金率を7.5%とする。ただし、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会で掛金率及び特別掛金率を同一とするためには、市議会議員共済会の掛金率の引上げ幅が大きくなることから、市議会議員共済会の掛金率は、2年間で引上げを行うこととする（市議会議員共済会については、平成19年度は14.5%）

負担金率についても、掛金率の引上げ幅を踏まえ、12.0%に引き上げるものとする。

（イ）都道府県議会議員共済会の場合

年金財政の状況を踏まえると、掛金率については一定の引上げが必要であり、13.0%に引き上げることとするが、特別掛金率については据え置くこととし、負担金率についても据え置くこととする。

②給付面の見直し

厳しい年金財政の状況に対し、掛金の引上げのみにより対応するためには掛金率を最大で現行の2倍以上に引き上げる必要があり、現役会員の過大な負担増となることから、年金財政の安定的な運営のためには、給付についても一定程度の引下げを行うことは避けられない。

その際、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会と都道府県議会議員共済会とは、年金財政の状況等に相違があるものの、地方議会議員年金制度が「地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金制度」であるという制度の趣旨・性格は、都道府県、市、町村の区分にかかわらず同じであり、給付については、従来どおり同一の取扱いとすることが必要である。

以上の観点から、給付については、平成14年改正において、既に年金算定基礎率を150分の50から150分の40に20%引き下げていることを勘案し、年金算定基礎率を150分の35まで更に12.5%引き下げることとする。

また、年金受給資格を得るのに必要な在職年数（12年）を1年超えるごとに年金算定基礎率に加算される加算率（現行150分の0.8）について

も、年金算定基礎率と同様に12.5%引き下げることとし、150分の0.7とする。

ただし、制度改正前に議員歴を有する者については、将来の給付に対する期待を考慮して給付の引下げに経過措置を設けることとする。

さらに、厳しい年金財政の状況を踏まえれば、現役会員だけではなく、既裁定者に対しても応分の負担を求めることが必要である。（既裁定者に対する給付の引下げの考え方については、（4）において検討する。）

③市町村合併の進展による影響に対する激変緩和のための措置

市町村合併が進めば、行政改革効果が上がる一方で、地方議会議員年金財政には悪影響を与えることから、旧市町村合併特例法及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）において、国は、地方議会議員年金の健全な運営に必要な措置を講ずるものとされている。

市町村合併の進展による影響に対しては、これらの法律の規定の趣旨を踏まえ、急激な会員数の減少の影響を、地方公共団体の負担金により緩和する措置を行うことが必要であると考えられる。

また、市町村合併の進展による影響に対する上記措置は、急激な会員数の減少に対する激変緩和措置であることから、市町村合併の影響が特に大きい期間である平成19年度から平成28年度までの10年間の時限措置とし、当該期間の終了後は、平成29年度から平成33年度までの5年間に漸減し、平成34年度に廃止することとする。

一方で、負担金の水準については、住民の理解を得られるものとなるよう、公費負担率が50%以下にとどまる程度とすることが必要である。

以上の観点から、市町村合併の進展による影響に対する激変緩和措置としての負担金率は、標準報酬月額額の4.5%とする。ただし、平成19年度は、市議会議員共済会の掛金率を段階的に引き上げる途上にあることから、これを踏まえ、負担金率を通常年度より低く設定する。これにより、激変緩和措置としての負担金を含めたところの公費負担率は最大でも40%台後半にとどまる見込みである。

④在職加算年数の上限の見直し

地方議会議員年金の額は、在職期間が12年を超える1年ごとに、在職50年までは、一定割合で加算される。

実際に50年まで在職する者は極めて少数であるものの、50年在職した場合の年金額はかなりの高額になることから、最高でも平均年金額の2倍以内となるよう、在職加算年数の上限を30年に引き下げることとする。

⑤一時金の見直し

一時金制度は、掛金の掛け捨てを救済するため、昭和40年に創設された制度であり、年金受給資格を満たさない者に対して、在職年数に応じて、納めた掛金総額の100分の56から100分の72を一時金として支給することとされている。

一時金についても、年金の給付水準の引下げとの均衡という観点から、年金算定基礎率と同様に、支給率を12.5%引き下げることとする。ただし、制度改正前に議員歴を有する者については、一時金受給に対する期待権を考慮し、引下げ幅に対する一定の配慮措置を講ずることとする。

⑥高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の見直し

高額所得者に対しては、退職年金の額と前年度の所得の額に応じて、退職年金の一部が支給停止されている。

地方議会議員年金の厳しい財政状況に対応するため、既裁定者も含めて給付の引下げを行う今回の対応策では、地方議会議員年金が互助年金であるという基本的性格を踏まえ、生活に余裕のある高額所得者に対して更なる協力を求めることが必要である。

このため、支給停止が開始される基準となる退職年金の額を、12.5%引き下げるとともに、支給停止が開始される基準となる所得を、課税総所得金額700万円から総所得金額500万円に引き下げ、さらに、一部支給停止の方法を、35%～50%の超過累進での停止から一律50%停止に見直すこととする。

(2)検討の結果、採用しなかった対応策について

①年金受給資格の見直し

地方議会議員年金の受給資格要件である在職年数は12年とされているが、給付の見直しという観点からは、年金受給資格要件を12年より長い期

間とすることも考えられる。

しかしながら、年金受給資格要件の延長は、退職一時金支出の増加を招き、特に年金財政の状況が厳しい今後10年間の収支を悪化させ、更に追加的な対応策が必要となる可能性がある。また、年金受給資格要件を延長すれば、結果として、地方議会議員の在職期間が長くなることも予想される。

以上のことから、年金受給資格要件については、見直しを行わないこととする。

②遺族年金の見直し

遺族年金の額は、退職年金の2分の1に相当する額とされているが、給付の見直しという観点からは、遺族年金の支給率を引き下げることとも考えられる。

しかしながら、遺族年金の支給率は、厚生年金等における遺族年金の支給率が4分の3であることと比べて、既に低い水準にあること、また、今回の対応策の内容である退職年金の引下げは、将来的な遺族年金の引下げ効果を有することから、遺族年金の支給率については、見直しを行わないこととする。

③被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直し

地方議会議員は、地方議会議員年金の他に被用者年金に加入している場合には、加入が重複する期間について、議員年金額から40%（公費相当部分）を控除することとされている。

この控除割合については、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、市町村合併の影響に対応するための負担金が措置されている期間は、公費負担率が40%台後半となることを見込まれることから、実態に合わせて割合を引き上げることも考えられる。

しかしながら、市町村合併の進展に伴う影響に対する時限措置の期間における公費負担率の上昇は、市町村合併の影響に対応するための措置を行った結果であることから、当該措置まで含めて公費相当部分の控除を実施することは、当該措置の趣旨から妥当ではない。

当該措置を除いた市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の公費負担率は40%を下回る見通しであり、また、都道府県議会議員共済会の公費負担率も40%

程度にとどまる見通しであることから、控除割合は40%にとどめることとする。

(3) 共済会の組織及び財政単位の在り方について

地方議会議員年金の厳しい財政状況に対応するためには、共済会の間での財政調整や年金財政の一元的運用等により、組織を効率化し、共済会が全体として支え合う仕組みが必要であり、その形態には、組織の統合や財政単位の一元化が考えられるところである。

地方議会議員数が全体として減少していく見通しの下では、将来的には組織の統合も考えられるものの、各共済会と各議長会の組織との関係や、共通の電算システムの整備など、統合に向けた課題について、なお十分な時間をかけて調整を行う必要がある。

一方、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会においては、市町村合併の急速な進展に伴い、短期間に、多くの会員や受給者が、町村議会議員共済会から市議会議員共済会に移行しており、これまで両共済会が別々の運営を行ってきた制度前提が大きく変化している。

このため、両共済会の財政単位を一元化し、保険料を一本化するとともに、両共済会の間で財政調整を行うことが必要である。なお、現行の移換金制度については、財政調整を行うことを踏まえ、廃止することとする。

また、共済会の組織の在り方については、統合に向けた課題の検討を進めていくとともに、事務処理を効率化していくことが必要である。

(4) 既裁定者の取扱いについて

① 既裁定者に対する給付の引下げについて

既裁定者に対する給付の引下げは、平成14年改正においては、憲法第29条で保障された財産権との関係で更に掘り下げた検討を要することから、見送られたところである。

しかしながら、地方議会議員年金制度を長期的に安定した制度とするために、現役会員の負担を引き上げ、給付を引き下げ、共済会の財政単位の在り方についても見直しを行う今回の対応策にあつては、厳しい年金財政の状況に対応するため、既裁定者にも応分の負担を求めることが必要である。

また、既に述べたように、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会と都

道府県議会議員共済会とでは、年金財政の状況等に相違があるものの、そもそも地方議会議員年金制度は、都道府県議会議員、市議会議員、町村議会議員に共通する地方議会議員の任務の重要性を考慮して設けられたものであり、そのため、現行法においても年金額の算定については、すべての地方議会議員に共通した規定となっている。

したがって、上記のような現行規定やその趣旨を踏まえれば、年金額の算定については、従来どおり、都道府県、市、町村に対して、同一の取扱いとすることが必要である。

②給付の引下げと財産権の保障との関係について

憲法で保障された財産権との関係で、既裁定者に対する給付の引下げが認められるためには、判例に示された基準（i）財産権の性質、ii）財産権の内容を変更する程度、iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益）の観点からの検討が必要であり、それぞれの基準について、次のようなことが言えるものとする。

i）財産権の性質

地方議会議員年金は、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた互助年金であり、財源についても、政策的な公費負担をしていることから、生活の安定という目的ばかりでなく、政策的な性格を有する年金である。

ii）財産権の内容を変更する程度

仮に、給付を1割程度引き下げたとしても、引下げ幅は、世帯主が65歳以上の世帯の平均所得の約1.6～4.9%にとどまることから、一般的には既裁定者の生活に与える影響は大きくないものと言える。

iii）財産権の内容を変更することによって保護される公益

既裁定者に応分の負担を求めることで、現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引上げや、現役世代と受給者世代との間で給付と負担に関する著しい不公平が発生すること、公費負担が増大することを防ぎ、また、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができる。このことは、結果として既裁定者の権利を保護することにつながる。

以上の検討を踏まえると、きわめて厳しい地方議会議員年金の年金財政の状況の下で、現役会員の負担を更に引き上げること、現役会員の給付を更に

引き下げること、共済会の財政単位の在り方についても見直しを行うことなど、取りうる対応策を十分とった上で、既裁定者に対する給付を1割引き下げることが、憲法上も許容されるものと考えられる。

このため、今回の対応策では、他の対応策を行った上で、既裁定者に対しても応分の負担を求めることとし、既裁定者に対する給付を10%引き下げることとする。ただし、既裁定者の生活に与える影響を考慮し、一定の配慮措置を講ずることとする。

5. 終わりに

本検討会においては、市町村合併の進展等により厳しい財政状況にある地方議会議員年金制度を今後とも安定的に運営していくためには、どのような制度改正を行うべきか、その具体的な対応策について検討してきたところである。

検討の結果、対応策は、これまで述べてきたとおり、現役会員の更なる負担増を求めるとともに、既裁定者にも応分の負担を求める等の内容であるが、以上のような対応策をとることで、地方議会議員年金は、概ね20年後においても安定的な給付が可能となる見通しである。

一方、国会議員互助年金については、現下の社会経済情勢にかんがみ、制度を廃止することとされたところである。

同様に、地方議会議員年金制度についても、制度の在り方そのものについて議論をすべきではないかとの意見があり得るところである。

この点、国会議員互助年金は国会法第36条の退職金としての基本的性格を有するのに対して、地方議会議員年金は、制度創設の当初には掛金のみで運営されていた互助年金であり、制度の性格が異なっている。

また、国会議員互助年金は、原則、国庫負担の恩給方式により国が直接給付を行うのに対して、地方議会議員年金は、現役議員に係る掛金と負担金で受給者を支える社会保険方式により共済会が運営しており、制度の運営方式の面でも異っている。

さらに、国庫負担率（公費負担率）や平均年金額等の実態面においても違いがある。

国会議員互助年金に関する議論と同様の議論を地方議会議員年金についても

行おうとするのであれば、国会議員互助年金と地方議会議員年金とでは、制度の基本的性格、運営方式、国庫負担率（公費負担率）及び平均年金額等の実態が異なっているということを踏まえて議論する必要があるのではないかと考えられる。

また、将来的に地方議会議員年金制度の在り方をどう考えていくのかを議論するのであれば、地方自治制度において、地方分権の推進に伴い地方公共団体の役割が拡大していく状況下での地方議会の位置づけや果たすべき役割、地方議会議員の職責、身分、処遇の在り方とも関わる問題であり、様々な角度から慎重な検討をすることが必要ではないかと考えられる。

本検討会は、以上のような考え方により対応策を取りまとめたところであり、市町村合併の急速な進展等に伴う地方議会議員年金の年金財政への影響に緊急に対処することが必要であることから、今後、関係者の理解を得て、早急に制度改正が行われることを期待するものである。

地方議会議員年金制度検討会委員名簿

(学識経験者)

○ 小早川 光 郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

森 繁 一 地方公務員共済組合連合会理事長

横 道 清 孝 政策研究大学院大学教授

渡 辺 俊 介 日本経済新聞社論説委員

(五十音順)

(議員共済会代表)

島 田 明 山口県議会議長、都道府県議会議員共済会会長〈平成17年7月から〉

米 田 義 三 (石川県議会議長、 同) 〈平成17年7月まで〉

片 山 尹 北九州市議会議員、前市議会議員共済会会長

川 股 博 北海道由仁町議会議長、町村議会議員共済会会長〈平成18年1月から〉

中 川 圭 一 (京都府船井郡園部町議会議長、 同) 〈平成17年12月まで〉

(総務省)

小笠原 倫 明 自治行政局公務員部長〈平成17年8月から〉

須 田 和 博 (同) 〈平成17年8月まで〉

注：○印は座長。肩書は最終時のもの。

地方議会議員年金制度検討会幹事名簿

- | | |
|---------|--|
| 襲 田 正 徳 | 都道府県議会議員共済会理事
(全国都道府県議会議長会事務総長) |
| 大 竹 邦 実 | 市議会議員共済会理事
(全国市議会議長会事務総長) 〈平成17年8月から〉 |
| 佐 藤 達 三 | (同 (同)) 〈平成17年8月まで〉 |
| 高 田 恒 | 町村議会議員共済会常務理事
(全国町村議会議長会事務総長) |
| 久 元 喜 造 | 総務省大臣官房審議官
(地方行政・地方公務員制度、選挙担当) |
| 佐々木 敦 朗 | 総務省自治行政局公務員部福利課長 |
| 飯 田 昌 三 | 総務省大臣官房企画官 |

地方議会議員年金制度検討会のスケジュール

回数	開催年月	検討会での検討項目等
第1回	平成17年7月 (H17.7.26)	座長選出 開催要領、開催スケジュールの確認 地方議会議員年金制度の現状、問題点について 検討項目の整理
第2回	平成17年9月 (H17.9.28)	検討課題への対応策の検討
第3回	平成17年10月 (H17.10.14)	検討課題への対応策の検討
第4回	平成17年12月 (H17.12.2)	検討課題への対応策の検討
第5回	平成17年12月 (H17.12.20)	検討課題への対応策の検討 検討会報告の検討
第6回	平成18年2月 (H18.2.1)	検討課題への対応策の検討 検討会報告の取りまとめ

地方議会議員年金に係る現行制度と対応策の比較表

	現 行 制 度	対 応 策
<収入の見直し>		
掛 金 率	標準報酬月額 都道府県議会議員共済会 12/100 市議会議員共済会 13/100 町村議会議員共済会 15/100	標準報酬月額 都道府県議会議員共済会 <u>13/100 (+1.0/100)</u> 市議会議員共済会 <u>16/100 (+3.0/100)</u> ※平成19年度は14.5/100 町村議会議員共済会 <u>16/100 (+1.0/100)</u>
特別掛金率	期末手当の 市・町村 5/100 都道府県 2/100	期末手当の 市・町村 <u>7.5/100 (+2.5/100)</u> 都道府県 2/100
負 担 金 率	標準報酬月額 都道府県 10/100 市 10.5/100 町村 11/100	標準報酬月額 都道府県 10/100 市 <u>12/100 (+1.5/100)</u> 町村 <u>12/100 (+1.0/100)</u> ○合併特例法の趣旨を踏まえ、一定期間、市町村合併の影響に対する激変緩和のための措置を行う。 市・町村共通 4.5/100 ※平成19年度は3.5/100 ◇平成19年度～平成28年度の10年間の時限措置。 ◇平成29年度～平成33年度で漸減、平成34年度に廃止。
<給付の見直し>		
年 金 算 定 基 礎 率	標準報酬月額 × {40/150 + 0.8/150 × (在職年数 - 12年)} ◇制度改正前の議員歴を有するものは、年金算定基礎率を45/150、50/150とする経過措置あり。	現行水準の <u>12.5%引下げ。</u> (既裁定者及び制度改正前の議員歴を有する者は10%引下げ。) 標準報酬月額 × {35/150 + 0.7/150 × (在職年数 - 12年)} ◇制度改正前の議員歴を有するものは、年金算定基礎率を36/150～45/150とする経過措置あり。
算定上の在職年数の上限	在職年数50年以上は50年として年金額を算定。	算定の基礎となる在職年数の上限を <u>30年に引下げ。</u>
退職一時金	掛金総額 ×56/100 (63/100) [在職3年以上4年以下] 64/100 (72/100) [在職4年を超え8年以下] 72/100 (81/100) [在職8年を超え12年未満] ※()内は平成15年度前から引き続き議員である者等の場合	現行水準の <u>12.5%引下げ。</u> (制度改正前の議員歴を有する者は、10%引下げ。) 掛金総額 × <u>49/100 (50/100)</u> [在職3年以上4年以下] <u>56/100 (57/100)</u> [在職4年を超え8年以下] <u>63/100 (64/100)</u> [在職8年を超え12年未満] ※()内は平成19年度前から引き続き議員である者等の場合
高額所得者の一部支給停止 (所得制限)	退職年金額が217.6万円以上で、前年の退職年金以外の課税総所得金額が700万円を超えるときは、その合計額が基準となる額を超える部分について、超過累進で、35%から50%の支給を停止。 ○支給停止基準額 217.6万円	○支給停止の基準を、課税総所得金額で700万円から、 <u>総所得金額で500万円に引下げ。</u> ○支給停止の方法を、 <u>基準を超える額の35%～50%の停止から、基準を超える額の一律50%停止に改正。</u> ○支給停止が開始される退職年金の額(支給停止基準額)を、年金額と同様、現行水準の <u>12.5%引下げ。</u> ○支給停止基準額 <u>190.4万円</u>
<その他>		
市及び町村共済会の財政単位の一元化		○市議会議員共済会と町村議会議員共済会の <u>財政単位を一元化。</u> ○両共済会の間で <u>財政調整</u> を行う。 ○ <u>移換金制度を廃止。</u>

地方議会議員年金の対応策による財政効果の試算

○現行制度による見通し

(単位：億円)

区 分	都道府県議会 議員共済会	市議会議員 共済会	町村議会 議員共済会
平成18年度末積立金残高	113 <small>(平成31年度に枯渇)</small>	518 <small>(平成20年度に枯渇)</small>	64 <small>(平成20年度に枯渇)</small>

○対応策による財政効果の試算

(平成19年度時点の現価による39年度までの累計額)

(単位：億円)

区 分	都道府県議会 議員共済会	市議会議員 共済会	町村議会 議員共済会	
収入面 の見直し	掛金率の見直し (県+1%, 市+3%(平成19年度は+1.5%), 町村+1%)	37	715	84
	特別掛金率の見直し(市・町村+2.5%)	0	237	69
	負担金率の見直し(市+1.5%, 町村+1.0%)	0	367	84
	市町村合併の影響に対する激変緩和措置 (市・町村4.5%(平成19年度は3.5%), 平成19年 度～平成28年度の時限措置, その後5年間で漸 減して終了)	/	657	230
	小 計 a	37	1,976	467
給付面 の見直し	年金算定基礎率の見直し	110	1,004	333
	年金算定上の在職年数の上限の見直し	—	—	—
	一時金の見直し	3	20	13
	高額所得者に対する支給停止の見直し	—	—	—
	小 計 b	113	1,024	346
制度改正による財政効果 合計(a+b)	150	3,000	813	

(注) 四捨五入をしているため、各項目の合計とその内訳の和は、必ずしも一致しない。
年金算定上の在職年数の上限の見直しの影響額は現時点で推計が困難なため、「—」としている。
高額所得者に対する支給停止の見直しの影響額は現時点で推計が困難なため、「—」としている。

○対応策による見通し

(単位：億円)

区 分	都道府県議会 議員共済会	市議会議員 共済会	町村議会 議員共済会
平成39年度末積立金残高	118	241	92